

岡情審査第172号

平成20年5月23日

岡山市長 高 谷 茂 男 様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀

岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年4月27日付け岡福第201-1号による下記の諮問について  
次のとおり答申します。

記

防火対象物点検実施に係る関連文書（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、非開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

## 第1 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 第2 異議申立て及び諮詢の経緯

1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成18年1月23日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、防火対象物の点検実施に係る関連文書として次に掲げる文書について、本件公文書の開示請求を行った。

北ふれあいセンターいこいの部屋に敷いているじゅうたんの非防炎物を指摘された件に関し

(1) 岡山市長が報告を受けた文書

(2) 改善を指示した文書

2 それに対して、実施機関は、同年2月3日付で、本件公文書のうち（1）については、当該報告は、委託仕様書において義務づけておらず、市への報告は無かったが、本件開示請求がなされた後に北ふれあいセンターに経緯を問い合わせ、口頭による報告を受けた。口頭による報告であったため文書は存在しない。また、（2）についても、報告を受け改善の指示を口頭により行ったため、文書は作成しておらず不存在であるとして、非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、平成18年3月15日付で、本件公文書を開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。

4 それに対して、実施機関は、同年4月27日、本件異議申立ての取扱

いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

### 第3 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 申立人の主張要旨

##### (1) 北ふれあいセンター管理運営業務受託者の報告義務等について

ア 実施機関は、「委託仕様書において、ふれあい公社から岡山市長へ報告を義務づけておらず、市への報告はありませんでした」と述べているが、仕様書では、「消防設備、避難設備の点検保守管理」について規定しており、平成15年10月1日の消防法（昭和23年法律第186号）の一部改正により消防設備及び避難設備以外のものを包括して「定期点検報告制度」が実施されることになり、ふれあい公社においても、消防局の指導により、平成15年度以降実施されているはずである。仕様書に報告の義務化を記載すべきである。

イ 本件は、平成12年3月頃いこいの部屋を娯楽室に変更した際、非防炎じゅうたんを敷いたものであり、平成17年10月11日の防火対象物点検により指摘されるまで、5年8か月間経過してきたものである。本件管理運営に係る検査員の検査が毎年行われているにもかかわらず、検査員が認知し得なかつたことは、取りも直さず検査自体が実施されていなかつたということの証左である。

##### (2) 文書作成義務について

ア 本件公文書の不作成は、岡山市文書取扱規程第18条の「事案の

処理は、原則として文書によるものとし、次に定めるところにより  
処理しなければならない。」との規定及び「実施機関は、この条例  
の適正かつ円滑な運用に資するため、必要な公文書を作成すると  
ともに、公文書を適正に管理するものとする」と規定する条例第35  
条にも反するものである。

イ 行政文書について、どの程度の記録を作成するかについては、正  
確性の確保、責任の明確化などの観点から適切に判断すべきもので  
あり、加えて、情報公開制度運用上は、文書作成のあり方を、従前  
の事務遂行のためだけでなく、「説明責任」の観点からも、そのあ  
り方を考慮する必要が認められるものである。

ウ したがって、「事案が軽微な場合」、つまり、「①所掌事項に関する  
単なる照会、問い合わせに対する応答 ②行政機関内部における  
日常的業務の連絡打合わせ」など、「『事後確認』の必要がなく、  
かつ、『業務上支障』がない場合」を除いて、文書の作成を怠って  
はならないのである。

エ 実施機関が、北ふれあいセンターから口頭による報告を受け、改  
善の措置をどのように口頭により行ったのか、利用者市民の安全安  
心のため、文書により明らかにするよう求めるものである。

## 2 実施機関の主張要旨

### (1) 北ふれあいセンター管理運営業務受託者の報告義務について

ア 本件異議申立てにかかる防火対象物点検については、申立人の主  
張するとおり、平成15年10月1日から年1回の点検結果報告が  
義務づけられ、北ふれあいセンターにおいても委託業者により実施  
しているところである。

イ 指摘のあったじゅうたんについては、いこいの部屋の畳の間に配置しているパイプいすの下に、畳に傷がつかないようにするために平成12年から敷いており、平成17年の点検で初めて非防炎物であることを委託業者から指摘されたものである。

ウ 北ふれあいセンターでは、平成17年11月17日付で防火対象物点検結果報告書を岡山市北消防署長あてに提出しているが、市の報告は義務づけていないため担当課への報告はなかった。

エ 担当課では、申立人から本件公文書開示請求があった後に、北ふれあいセンターに経緯を問い合わせ、事情を聴くとともに適切な改善策を講じるよう口頭により指示した。

オ 担当課が問い合わせた時点では、すでにじゅうたんを防炎物に取り替える準備を始めており、現在は防炎物のじゅうたんへの取替えが完了している。

カ 本件公文書の開示請求に対しては、口頭による報告及び指示であったために、文書不存在による非開示処分としたものである。

## (2) 文書作成義務について

ア 申立人は、事案を処理するに当たり文書を作成していないことは、岡山市文書取扱規程等に反するなど、文書による事務処理を一貫して主張しているが、事務を執行するに当たっては口頭による事務処理もあり、通常の事務を行う上で、そのすべての事案について文書を作成することは不可能ではないかと考える。

イ しかしながら、担当課としても申立人の度重なる指摘を受け、できる限り文書を作成するよう努力しているところであり、今後も引き続き努力していきたいと考える。

## 第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、北ふれあいセンターいこいの部屋に敷いているじゅうたんが非防炎物であることを指摘された件に関し、岡山市長が報告を受けた文書及び管理運営業務の受託者に対し改善を指示した文書である。

### 2 北ふれあいセンター管理運営業務受託者の報告義務について

- (1) 実施機関は、委託仕様書において、ふれあい公社から岡山市長へ報告を義務づけておらず、市への報告はなかったとしている。
- (2) それに対して申立人は、平成15年10月1日の消防法の一部改正により、有資格者による定期点検と消防長又は消防署長への報告が義務づけられ、実施されているはずであり、仕様書に記載すべきであると主張している。
- (3) 上記申立人の主張は、当該管理運営業務委託においては、受託者は市長への報告義務がなかったことを認めた上で、今後仕様書により義務づけることを求めたものであって、「委託仕様書において、ふれあい公社から岡山市長への報告を義務づけておらず、市への報告はなかった」との実施機関の主張する事実そのものを否定し、争うものではない。

### 3 文書作成義務について

- (1) 申立人は、岡山市文書取扱規程第18条（平成15年全部改正により現行規定では第3条）や条例第35条を根拠に、申立人のいう「軽

微な事項」を除き、事案の処理は必ず文書によるべきものであると主張し、また、情報公開制度ができた以上、文書作成のあり方を、従来の正確性の確保、責任の明確化など事務遂行の観点だけではなく、説明責任の観点からも考える必要があると主張している。

(2) 「市民の知る権利を保障するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の市政への積極的参加による市政の民主的発展に寄与すること」（第1条）をその目的とする条例の適正かつ円滑な運用のためには、必要な公文書の作成とその適正な管理が不可欠の前提であることは言うまでもない。この点で、申立人が繰り返し主張する「文書処理の原則」ないし「文書主義」の励行は傾聴に値するものである。しかし、口頭による事務処理を一切排して、すべての事案について文書の作成を要求することもまた、不可能かつ不合理であって、基本的には文書処理の原則を踏まえながらも、具体的な事案の処理に当たってどの範囲で文書を作成すべきかは、実施機関の合理的裁量に委ねられているというべきである。

(3) 本件においては、担当課が受託者に問い合わせた時点で、すでにじゅうたんを防炎物に取り替える準備を始めていたというのであり、実施機関が、その経緯について口頭での報告を受け、適切な改善策を口頭で指示したとしても、それをもって合理的裁量の範囲を著しく逸脱しているとは判断しえない。

したがって、文書不存在を理由に非開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

(4) なお、申立人の主張に対し、実施機関も「できる限り文書を作成するよう努力しているところであり、今後も引き続き努力していきたい

と考える」と述べているが、審査会としても、実施機関がその言葉どおり、文書作成の努力を更に一層強めることを期待するものである。

#### 4 その他の申立人の主張について

申立人は、その他に検査員による検査が不十分であるなどの主張も展開しているが、それらの主張は、本件非開示処分の違法性とは無関係のことであり、当審査会の審査の対象となるものではない。

#### 5 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

## 第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年月日	処理内容
平成18年 4月27日	諮問書の收受
平成18年 5月19日	実施機関側意見書の收受
平成18年 5月22日	審議
平成18年 6月16日	申立人側意見書の收受
平成18年 6月19日	審議
平成18年 7月24日	審議
平成18年 8月21日	審議
平成18年 9月15日	審議
平成18年 10月16日	審議
平成18年 11月27日	審議
平成18年 12月25日	審議
平成19年 1月22日	審議
平成19年 2月26日	審議
平成19年 3月19日	審議
平成20年 5月19日	審議
平成20年 5月23日	答申